平成２７年（フ）第４６６号
東京都八王子市椚田町313番地１レーベンスクエアリマインドヒルズ409号
債務者　山本　秀樹
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　雪枝
4　破産債権の届出期間　平成27年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１２３号
静岡県富士市伝法944番地の４　グレース伝法301号、前住所浜松市東区篠ケ瀬町449番地レオパレス大法212号室
債務者　佐野　勝一
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　　亮
4　破産債権の届出期間　平成27年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３３号
北海道北見市留辺蘂町松山100番地２　松山団地17―２
債務者　小野　秀樹
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
北海道北見市美芳町４丁目２番４号　東海ハイツ７号
債務者　井上　孝子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　悠佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月７日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
佐賀市大和町大字池上2073番地
債務者　池田　祐子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名和田陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６６７号
さいたま市見沼区大字片柳1446番地１
債務者　加藤　裕之
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　憲武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁3953番地104
債務者　西村　拓朗
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　和代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６６号
佐賀市鍋島町大字森田498番地１　ホワイトコーポ105号
債務者　荒木　裕司
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　英毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５８号
山梨県甲府市堀之内町８番地１　あけぼのケアハウス、前住所山梨県南アルプス市有野2723番地４県営白根団地406号室
債務者　太田美津子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木暮　利壱
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３９３号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台31番地７
債務者　ＢＰおおしたこと　大下　光幸
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井誠一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５９号
広島県廿日市市地御前北３丁目32番21号
債務者　澄川　伯江（旧姓長原）
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　　周
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１２号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台２丁目５番13―42号
債務者　八色　高広
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藏前　有代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
鹿児島県鹿児島市大明丘２丁目20番10号
債務者　福元　芳則
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　圭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７５号
新潟県長岡市宮栄３丁目５番20号　ラックスコート203号室
債務者　佐々木　収
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
新潟県見附市本町４丁目２番12号　クレスト本町202
債務者　高橋　好亮
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
新潟県見附市本町４丁目２番12号　クレスト本町202
債務者　高橋木の美
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係